

# 随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発注担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契約名称	令和7年度豊中市妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査委託契約
契約内容	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期健康診査、新生児聴覚検査の実施
契約締結日 及び契約期間	令和7年4月1日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	医療法人琢生会 阪神バースクリニック (尼崎市小中島2丁目20番16号)
契約金額	(1) 妊婦健康診査は1人につき、1回目27,340円を上限とする。 2回目以降は5,500円を上限とする。ただし、4回目は10,000円、6回目は6,000円、8回目、12回目は12,000円、20回目、21回目は5,000円を上限とする。 また、多胎妊婦に実施する15回目から19回目については5,000円を上限とする。 (2) 乳児一般(1か月児)健康診査及び乳児後期健康診査は1人につき、7,420円を上限とする。 (3) 産婦健康診査は、1件あたり5,000円を上限とする。 (4) 新生児聴覚検査は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を1件あたりの上限とする。 (イ) 自動聴性脳幹反応検査(AABR検査) 4,020円 (イ) 耳音響放射検査(OAE検査) 1,500円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 当該健康診査事業は、医師としての専門知識、経験に基づき実施される専門性の高い医事行為であり、事業の性質上競争入札に適しないため。